

事 務 連 絡  
令和 7 年 8 月 1 日

北海道開発局長  
各地方整備局長 殿  
沖縄総合事務局長

国土交通省湧水対策本部事務局長

「国土交通省湧水対策本部」設置に伴う湧水対策について

今般の湧水状況を鑑み本年 7 月 30 日に国土交通省湧水対策本部を設置し、「利水者間の湧水調整の実施」「湧水に関わる情報の共有と発信」「今後の対応への準備」について大臣指示がなされている。特に、今回は稲穂が出る時期でもあり、農林水産省とも連携し、現地対応を取ることとされているところであり、湧水による被害を最小限とするため次の対応を実施されたい。

また、貴管下の都道府県及び政令市に対して参考送付されたい。

1. かんがい用水の確保について、地方自治体等と十分に連携を図り、地方自治体のみでは十分な対応ができない場合には、国土交通省が所有する災害対策用機械等（排水ポンプ車、散水車等）の活用について、地方自治体に利用ニーズを確認しその要請に応じるなど、積極的に支援されたい。
2. 水利使用許可制度について、当面の間、異常湧水時において、河川管理者は水利使用者間の調整の円滑化に努め、水利使用者等の要望も踏まえ、可能な限り迅速かつ柔軟に対応するなど、適切に運用されたい。